



知っていますか？

「鎌ヶ谷市消費生活センター」

【消費生活センターとは】

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせを受け付けています。消費者からの相談を専門の相談員が公平な立場に立って、解決のお手伝いをしたり、助言や情報提供を行っています。



【相談できる例】

- ・利用した覚えがないのに、請求書や商品が届いた。
- ・電話勧誘や訪問販売で、商品やサービスを契約したがやめたい。
- ・インターネットの広告を見て申し込んだが、偽物の商品が届いた。解約できるか知りたい。
- ・水洗トイレの水が流れなくなり、修理を頼んだ。業者から高額な修理代を請求された。

商品やサービスに関して疑問に感じたり、インターネットなどでトラブルになった場合、どう対処したらいいか不安に感じたときは、**一人で悩まずに消費生活センターにご相談ください。**

【相談受付日】月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 10時～12時、13時～16時

【相談場所】 鎌ヶ谷市役所本庁舎2階 鎌ヶ谷市消費生活センター(商工振興課内)

【相談方法】 電話(047-445-1246)または窓口に来所

※予約もできます(他の相談が入っていない場合は、そのままご相談いただけます)



消費生活相談員とは…

消費生活相談に対応する専門職です。消費生活相談員は「消費生活相談員資格試験」に合格した者、またはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事もしくは市町村長が認めた者のうちから任用されます。

身に覚えのない請求や不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。



気をつけて！こんなトラブル！

投資詐欺

電話で「100万円投資すると毎月3万円の配当が受け取れる」と勧められ、事業への出資をした。一度だけ配当があったが、その後はない。業者と連絡がとれなくなってしまった。



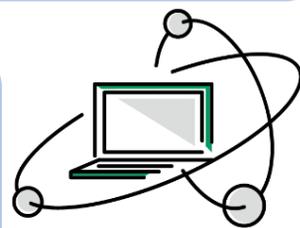
リフォーム工事

「無料で点検する」と訪問があった。無料ならばと依頼したところ、「屋根が傷んでいる。すぐに修理をした方がいい」と急がされ、屋根の修理と外壁塗装工事の契約をしてしまった。高額なので解約したい。



「お試し」のつもいが定期購入に

インターネットで「お試し500円」という広告を見て、健康食品を注文した。最近、2回目の商品とともに7000円の請求書が届き、6回の定期購入が条件の契約だったと分かった。注文時には、定期購入が条件であることや総額の記載はなかった気がする。



知っていますか？

クーリング・オフ

クーリング・オフとは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば、契約の申し込みを**取消**したり、契約を**解除**できる制度です。（解除理由は必要ありません）

クーリング・オフができる契約と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅への訪問販売や不意打ち性の高い販売方法（キャッチセールス・アポイントセールスなど）	8日間
電話勧誘販売	電話で契約の勧誘をされるもの	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサービス・学習塾・語学教室・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療（除外有）（5万円を超え、一定期間継続する場合、店舗での契約も含む）	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法・ネットワークビジネス（店舗での契約も含む）	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法・在宅ワーク	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で買取業者が消費者から商品を買取る契約（除外商品有）	8日間

- ・クーリング・オフをするには、クーリング・オフ期間内に、販売会社の**代表者宛**にハガキなどの書面で通知を出します。
- ・クレジット契約をした場合、必ず「信販会社」と「販売会社」へ同時に通知しましょう。
- ・必ずハガキの**両面をコピー**して保管しましょう。
- ・証拠が残るように、「**特定記録郵便**」か「**簡易書留**」扱いで送付しましょう。